

令和 4 年 度 第 2 回
野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日 時 令和 4 年 8 月 2 2 日 (月)

午後 3 時から

場 所 市役所 低層棟 4 階 職員控室

議題

諮問事項 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて (公開)

野 総 総 第 1 1 2 号
令和 4 年 8 月 2 2 日

野田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 須賀 昭徳 様

野田市長 鈴木 有



個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて（諮問）

個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報保護制度等の見直しの必要があるため、野田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成23年野田市条例第1号）第3条第3号の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

なお、諮問趣旨及び諮問事項の詳細については、別紙のとおりです。

諮問事項

- (1) 野田市個人情報保護条例関係
- (2) 野田市情報公開条例関係
- (3) 野田市情報公開・個人情報保護審査会条例関係

以上

1 諮問趣旨について

我が国における個人情報保護の規律については、民間部門は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により、国の行政機関は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）により、そして地方公共団体は各団体の条例等により規律されるなど、規律対象により別個に法令が定められていたところ、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の保護に関する法律により全ての規律対象が一律に規律されていくこととなった。

現在、本市の個人情報保護については、野田市個人情報保護条例により規律されているが、令和5年4月1日からは、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）により規律されることとなる。このことに伴い、野田市個人情報保護条例を改正法の施行条例として整理し直すことを始め、個人情報保護制度等の見直しの必要がある。

そのため、貴審査会の意見を伺うものである。

2 諮問事項について

(1) 野田市個人情報保護条例関係

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、本市における個人情報等の取扱い等については、全国共通の規律として、基本的に改正法の規定が適用されるため、現在の野田市個人情報保護条例を改廃する必要がある。新条例には、改正法により条例に委任された事項その他の事項を定めることとなる。

それぞれの事項に対する本市の対応について、御意見を頂きたい。

- ① 改正法の規定により条例で定める必要がある事項
- ② 改正法の規定により必要に応じて条例で定めることができる事項
- ③ 改正法の規定により条例で定めることが妨げられるものではないとされる事項
- ④ 改正法で条例に委任された事項以外で、本市が独自に規定している事項

(2) 野田市情報公開条例関係

野田市個人情報保護条例に規定する保有個人情報の本人開示請求の不開

示情報については、野田市情報公開条例に基づく行政文書開示請求の不開示情報と整合を図っている。

法改正に伴い、改正法による本人開示請求の不開示情報と行政文書開示請求の不開示情報の整合性を維持するための野田市情報公開条例の改正について、御意見を頂きたい。

(3) 野田市情報公開・個人情報保護審査会条例関係

法改正に伴い、貴審査会が所掌している事務について改正する必要がある。市の改正案について、御意見を頂きたい。

個人情報保護制度の見直しについて

1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

以前は、個人情報保護の規律は、規律対象により別個に法令が定められていたところ、令和3年5月19日公布のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護法が改正され、個人情報保護法により全ての規律対象が一律に規律されることとなった。（令和4年4月1日からは国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者が新個人情報保護法の規律下にある。）

2 野田市における個人情報保護規律について

個人情報保護条例については、自治体が国の法令に先駆けて制定してきた歴史がある。まずは、電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例として昭和50年に全国で初めて東京都国立市で「国立市電子計算組織の運営に関する条例」が制定されるなど、昭和50年代で179団体が電算処理に係る個人情報保護に関する条例を制定していた（野田市では規則を制定していた。）。

電算処理に係るものだけでなく個人情報全般を保護する条例としては、昭和59年に全国最初に、福岡県春日市で「春日市個人情報保護条例」が制定され、その後、多くの自治体で制定されるようになった。

野田市個人情報保護条例（以下「条例」という。）は、平成12年12月に制定された。これは、平成12年10月に国の個人情報保護法制化専門委員会により個人情報保護基本法制に関する大綱が示され、「地方公共団体は、本基本法制の趣旨にのっとり、その保有する個人情報に関し、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な施策を策定し、これを実施するよう努めなければならないものとする」とされたことを受けたものである。

「地方の自主性・自律性を尊重する」という文言で修辭されてはいるが、実際のところ、地方公共団体が保有する個人情報に関する施策については、既に先行して形作られていたため、国では統一しきれず、「地方公共団体の自主的な取組が促進される必要がある」とされたものである。

その結果、「個人情報を保護するために、その適正な取扱いに関し必要な事

項を定めるとともに、野田市(以下「市」という。)が保有する個人情報の本人開示及び訂正を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図ることを目的」(制定時第1条)として公布され、翌平成13年4月1日から施行された。

平成15年には、個人情報保護関連5法(個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、情報公開・個人情報保護審査会設置法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)が成立し、個人情報保護に関する地方公共団体の責務及び個人情報の適正な取扱いについて地方公共団体が講ずべき施策が定められた。これを受けて、実施機関に対して実施機関が保有する個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を求める権利を規定した。また、個人情報の取扱いに関する市民の信頼を確保するために、国家公務員に対する罰則の取扱いと同様、職員に対する罰則に関する規定を設けるとともに、不正に個人情報の開示を受けた者に対する過料の規定を設けた。

平成30年には、実施機関が公益上特に必要と認めて個人情報の目的外提供を行う場合には、その旨を事前に市民に周知し、異議の申出をした該当者の情報は提供情報から除外するという自己情報コントロール権に係る具体的な規定(目的外提供に対する異議申出制度)を追加したことを始め、条例における個人情報の定義を厳密にし、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「本人」について定義規定を追加した。また、個人情報取扱事務登録簿に記載すべき内容として、「事務の概要」、「外部委託の有無」、「電子計算機結合の有無」、「保存期間」を追加した。それ以外に、特にその取扱いに配慮を要する情報である要配慮個人情報の原則収集禁止の規定を追加したほか、再委託以上の受託者も受託者の義務を負う旨の規定、派遣労働者にも守秘義務を課す規定、簡易な開示請求手続等の規定を追加した。これらは、元々平成27年に野田警察署から防犯対策として高齢者名簿の提供依頼を受け、公益上特に必要と認め提供をしたところ、市民から複数の利用停止請求(提供停止請求)がなされたことに端を発しており、平成28年8月に野田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行った後、平成29年12月までで計14回の審議をし、個人情報保護条例及び同条例の解釈及び運用の手引の改正案の承認を得た上で実施したパブリック・コメント手続の意見を踏まえて、同年2月に答申を得て議会に上程したという経緯がある。

これまで市は、個人情報を取り巻く環境の変化に合わせ種々の改正を行ってきた。特に平成30年の自己情報コントロール権に係る異議申出制度を新設することを含む抜本的な改正のように、市民からの意見聴取を交えつつ制度を構築してきた経緯がある。

・野田市個人情報保護条例の制定、改正年とその概要

平成12年	制定
15年	・実施機関に対し、実施機関が保有する個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を求める権利を追加 ・罰則規定を追加
16年	・土地開発公社を実施機関の定義に追加 ・個人情報保護に係る努力義務を負う事業者の定義に独立行政法人、地方独立行政法人を追加
17年	・指定管理者について事務受託者と同様の規律を設けた。
20年	・事務受託者、指定管理者について、両罰規定を追加
21年	・条例の適用除外となる統計法に係る個人情報について、文言を整理
23年	・野田市個人情報保護審議会と野田市情報公開不服審査会を野田市情報公開・個人情報保護審査会に統合し、審議会の組織に係る条文を削る。
27年	・特定個人情報について、その他の個人情報より厳しい取扱いとする旨の規定を追加 ・開示請求、訂正請求について事案の移送に係る規定を追加 ・訂正請求に基づき個人情報の訂正の決定をした場合、当該情報の提供先に訂正の旨通知する規定を追加
28年	・行政不服審査法改正に伴い、文言を整理 ・審査会への諮問に際し添付すべき書類について規定を追加 ・審査会の答申を受けた場合には、これを尊重し、遅滞なく裁決をしなければならない旨の規定を追加
29年	・訂正請求に基づき個人情報の訂正の決定をした場合、当該情報の訂正の旨通知する提供先に条例事務関係情報照会者と条例事務関係情報提供者を追加
30年	・個人情報の定義を厳密にし、個人識別符号、要配慮個人情報、本人について定義規定を追加

	・自己情報コントロール権に係る規定を追加 ・登録簿に記載すべき内容として、事務の概要、委託の有無、電子計算機結合の有無、保存期間を追加 ・要配慮個人情報の収集禁止の規定を追加 ・再委託以上の受託者も受託者の義務を負う旨規定を追加 ・派遣労働者にも守秘義務を課す規定を追加 ・開示請求について簡易な手続等の規定を追加
令和 3 年	・番号法の改正に伴う条ずれの改正
4 年	・行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法の廃止に伴う引用条文の改正

【野田市の考え方】

国の個人情報保護委員会は、改正法の趣旨は、別の規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを法律で設定することである。このことから個人情報保護やデータ流通について直接影響を与える事項であって、法に委任規定が置かれていないものを、条例で独自に規定することは許容されないとしている。そのため、「本人収集の原則」や「要配慮個人情報の収集禁止」等の現行条例の規定を設けることは認めないものの、個人情報の保有は法令の定める所掌事務の遂行に限定され、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有してはならないこととされている。また、不適正な利用の禁止、適正な取得等の定めがあるため、個人情報の保護水準は低下しない旨繰り返す。しかし、そもそも改正法の目的において「活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため」としているように、個人情報の産業への利活用を企図する時点で、飽くまで個人情報の厳正な保護を目的として条例を制定した市とは姿勢が異なっている。

市は、平成12年の条例制定時から、個人情報の保護水準を維持するため様々な改正を行ってきた。

特に、平成30年には、実施機関が公益上特に必要と認めて個人情報の目的外提供を行う場合には、その旨を事前に市民に周知し、異議の申出をした該当者の情報は提供情報から除外するという自己情報コントロール権に係る具体的な規定（目的外提供に対する異議申出制度）を追加したことを始め、条例に

おける個人情報の定義を厳密にし、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「本人」について定義規定を追加するなど、個人情報保護には十分に配慮してきた。

今回の個人情報保護法の改正は、これまでの市が取り組んできた個人情報の保護水準を下げてしまうおそれがあり、安易に改正法を市に適用することは、市民から市の個人情報に対する姿勢を問われかねない。

以上のことから、以下に改正法の適用に係る課題を整理した。

一方で、条例は当然ながら、法の制約を受けるものであるから、市としては、条例改正に当たり個人情報保護委員会が許容できないとする規定を除き、現行条例の保護水準を維持するようできる限り規定に盛り込み、それでもなお保護水準の低下が懸念されるものについては、運用等により対応することを検討している。

【主な課題】

①自己情報コントロール権の保障（目的外提供に対する異議申出制度）

個人情報保護委員会策定のガイドラインには、「データ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。」とある。このことから、条例に市の義務としての異議申出制度をおくことはできない。ただし、目的外提供を行うか否か判断する内部的な運用として、本人から提供に対する異議があったことを判断要素とすることは認められているため、理念規定を新たに設けた上で、目的外提供の際の具体的な手続として現行の異議申出制度を実施したい。

②情報公開・個人情報保護審査会のあり方

改正法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができるとし、制度設計として地方公共団体が審議会の意見聴取を個人情報外部提供等の事実上の要件としたり、審議会の意見を尊重することを義務として定めるような規定を設けることはできないとされている（内規等に定めることも許容されていない。）。しかし、個人情報保護委員会の助言は抽象的であり、個別具体的な事例において判断は示さない。そこで、目的外提供を行うか否か判断するために、審査会に対し要件としてではなくアドバイスを求めること、又は審査会の自発的な調査による意

見を判断の参考にすることは妨げられないと考えられるため、必要に応じて審査会に御意見を頂くなど最大限活用していくこととしたい。また、「目的外提供に特別な理由があるとき」を適用して提供した際には審査会に報告し、事後的にアドバイスを求めることとしたい。